

●香川県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年4月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 福田原観音寺線（242号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字北岡乙1088 番1地先から 観音寺市柞田町字中河原 乙1157番地先まで	前	3.1~11.2	386	市道移管による不用物件 化
		8.1~18.0	394	
	後	8.1~18.0	394	